



必ずお読みください



8月31日より全会員に一般倫理研修 の受講が義務付けられます。

すでに『日本行政』で周知されているように、昨年度発覚した他単位会会員による職務上請求書の不正使用事件を受け、日本行政書士会連合会において会則の改正及び倫理研修規則の制定が行われ、会員全員に一般倫理研修の受講が義務付けられることとなりました。以上の制度改正により、本会の対応は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

いつから義務化？

- ・日本行政書士会連合会倫理研修規則施行日の令和5年8月31日からです。

いつまでに受ける？

- ・初回は、来年（2024年）3月31日までに受講してください。
以降、5年毎に1度の研修の受講が義務付けられます。

どんな研修内容？

- ・ご自身のパソコンなどから中央研修所のホームページの中の『一般倫理研修』の研修コンテンツにアクセスして受講してください。（原則 VOD方式の受講）
科目は①行政書士法及び関係法令、②人権、③職業倫理、④職務上請求書・その他の4つで、各科目45分程度の動画を視聴していただきます。

いつから研修スタート？

- ・3月中旬から『一般倫理研修』の研修コンテンツにアクセスできるようになる予定です。
規則の施行日（令和5年8月31日）以前に受講されても施行後の受講済会員と認められます。
開始日が決まり次第、日本行政書士会連合会や本会のホームページで周知いたします。

受講料はかかる？

- ・受講料はかかりません。

職務上請求書の払出を受けるには？

- ・本会主催の新コンプライアンス研修会を受講していても、新たに日本行政書士会連合会主催の一般倫理研修を受講していただく必要があります。

規則の施行日（令和5年8月31日）に適用となりますので、施行日以降は一般倫理研修の受講修了証がないと職務上請求書の払出しを受けることができなくなりますので、特にご留意ください。

VODでの個別受講ができない場合は？

- ・本会では、上記規則の制定に伴い、今まで開催していた新コンプライアンス研修会を令和5年3月開催回をもって終了とし、令和5年4月より集合での一般倫理研修を毎月開催いたします。開催日時等については、会報新春号をご覧ください。

補助者の研修は？

- ・補助者の方は、一般倫理研修を受講できないため、本会規定の補助者証の更新に係る研修として、別途補助者研修会を令和5年4月より開催いたします。開催日時等については、会報新春号をご覧ください。

以上が令和5年1月31日現在決定している内容となります。

今後、日本行政書士会連合会より正式な実施通知等が届きましたら、別途周知いたします。

会員の皆様には、多大なご負担を強いることとなりますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

茨城県行政書士会会員指導委員会 委員長 郡司 孝夫

その他ご不明な点等がございましたら

茨城県行政書士会事務局 までお問い合わせください。

電話 029-305-3731

FAX 029-305-3732

メール info@ibaraki-gyosei.or.jp